



埼玉県報

第 2902 号
平成 29 年(2017 年)
5 月 23 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（金融課）
- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま新産業拠点（SKIP シティ）A1 街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（産業技術総合センター）
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託（産業技術総合センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 桶川市坂田西特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道さいたま幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規 則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十九号

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県中小企業高度化資金貸付規則（平成八年埼玉県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「〇・五パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

別表第四第十二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同表第十五号中「第四条第一項の認定を受けた商店街活性化事業計画」を「第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

規 則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「あつては、」を「あつては」に改め、「知的障害者に」の下に「限り、職域開発科にあつては同条第六号に規定する精神障害者に」を加え、同

号の表埼玉県立職業能力開発センターの項中「

サービス実務科	十人	一年
---------	----	----

を

サービス実務科	十人	一年
職域開発科	十人	六月

に改める。

別表第二第二号の表サービス実務科の項の次に次のように加える。

職域開 発科				
	精神障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びに清掃、介護、及びサービス業務における基礎的な技能並びにこれらに	一 基礎 イ 学科 (1) OA機器 清掃 介護 (2) サービス業務 安全衛生 (3) 介護 (4) サービス業務 安全衛生 (5) 安全衛生	訓練期間 六月 総訓練時 間 五八五時 間	建物その他の 工作物 一 教室 二 実習場
	ロ 実技 (1) 事務処理基本実習 (2) 実務作業基本実習 (3) OA機器操作基本実習 (4) 清掃基本実習	七時間		一 器具及び 用具類 二 計測器類 三 教材類
	間 一五九時			

<p>関する知識</p>	<p>精神障害者の自立に向けて必要となる一般的な事務及びOA機器の操作並びに清掃、介護及びサービス業務における基本的な技能並びにこれらに関する知識</p>
<p>(5) 介護基本実習 (6) サービス業務基本実習 (7) 安全衛生作業法</p>	<p>二 専攻 イ 学科 (1) コミュニケーション概論 (2) ビジネスマナー</p>
<p>四七時間</p>	<p>ロ 実技 次の科目のうち選択する 一科目 (1) 事務系実習 (2) サービス系実習</p>
<p>一三五時間</p>	<p>間</p>

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十九年五月二十三日（火）から六月十六日（金）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十九年八月末から九月末又は平成三十年三月末から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十九年六月二十三日（金）

平成二十九年六月二十四日（土）

平成二十九年六月二十五日（日）

平成二十九年六月二十六日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階）電話〇四八―八三一―六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第六百三十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

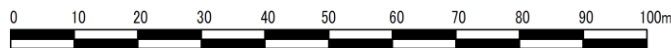
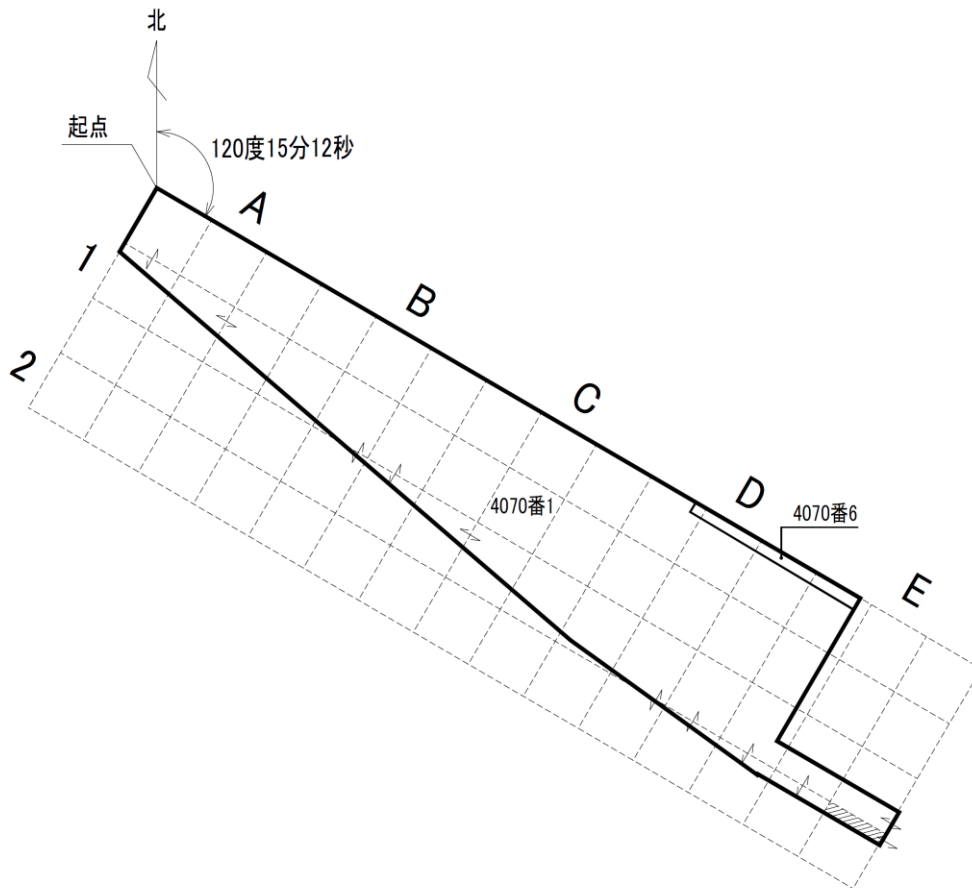
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市箕田字下町四千七十番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



凡 例	
-----	単位区画
←	区画統合
—	筆境界
—	形質変更範囲
▨	形質変更時要届出区域に指定する区画

【起点】
 起点は、鴻巣市箕田4070番1の最北端とする。

【申請に係る土地の面積】
 20.40㎡

【格子の回転角度(120度15分12秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社みずほ銀行 取締役頭取 林信秀

東京都千代田区大手町一丁目五番五号

株式会社三井住友銀行 代表取締役 國部毅

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社みずほ銀行 代表取締役 藤原弘治

東京都千代田区大手町一丁目五番五号

株式会社三井住友銀行 代表取締役 高島誠

東京都千代田区丸の内一丁目一番二号 外 計九者

ハ 変更年月日

平成二十九年四月三日外

ニ 届出年月日

平成二十九年五月八日

二 縦覧期間

平成二十九年五月二十三日から平成二十九年九月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年五月二十三日から平成二十九年九月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
342,360,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第六百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡 進	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百三十八号

平成二十八年埼玉県告示第四百三号で公示した公共測量は、平成二十九年四月二十八日終了した旨測量計画機関である松伏町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十九号

平成二十八年埼玉県告示第千四百二十四号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十七日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

町 田 英 世 埼玉県桶川市大字坂田二十五番地

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

長 島 榮 一 埼玉県桶川市大字上日出谷四百五十七番地

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都中央区京橋二丁目二番一号

東洋ビーネット株式会社

二 指定年月日

平成二十九年五月十九日

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町和戸二丁目二四六番一 地先から同郡同町和戸二丁目二四五番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限ります。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年五月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十九号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三六・六五メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町和戸二丁目二四五番一 地先から同郡同町大字和戸字本郷六六 四番十五地先まで	供用開始の区間
平成二十九年五月二十三日	供用開始の期日
平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十七号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 七六・七五メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年五月八日

指令川建セ第二八〇〇三一一号

二 検査済証番号

平成二十九年五月十八日

川建セ第二九〇〇七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番八、一番十(工区二)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目一番地八

高坂 宏

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年一月二十日

指令越建セ第二八〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十九年五月十八日

越建セ第七四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目九百十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目五番九号

吉岡 勇一郎